

納税の仕組みについて

伊藤 隆之 (いとう たかゆき)

伊藤隆之税理士事務所
税理士



前回、日本の税制が「シャープ勧告」を原則としていること、併せて経済思想家「アダム・スミス」の考えを一緒にみてきました。今回は、毎年行われている納税の仕組みを改めて確認することにしましょう。

1. 申告納税制度

〔質問1〕

申告納税という言葉を知っていますが、
どういうことですか。制度そのものから説明し
てください。

〔回答〕

申告納税制度とは、納税者本人が税額を計算した申告書を税務署に提出することで、納税者が納税の義務（納税額）を確定させる仕組みです。

日本では1947年（昭和22年）に導入されました。これにともない戦前の「税額は税務署が調べて確定させる」という「賦課課税制度」および所得調査委員会制度は廃止されました。前に述べましたように、1946年11月3日制定・1947年5月3日施行の日本国憲法で国民主権が規定されましたので、自分の財産権（これも人権の一つです）についての申告納税制度も、「自分のことは自分で行う」という民主主義の一つのルールを表れと言えます。なお、税務署長が税額を確定する意味での「賦課

課税制度」は現在でも、国税では加算税などで行われていますし、地方税では原則として採用されています。^{※1}

※1 地方税（道府県民税と市町村民税）は、租税法律主義の原則の下で、法律において地方自治の本旨を踏まえてその準則を定めることが予定されていて、地方公共団体に課税権の行使が認められています。

〔質問2〕

では、申告納税は、どのような納税の場合に行うのですか。

〔回答〕

日本では、原則として申告納税制度が採用されています。所得税、法人税、消費税、相続税など国税の主な税目はすべて申告納税制度を採用しています。念のために確認しておきましょう。

サラリーマンなどの「勤労所得者」も申告納税制度が採用されていますが、多くの場合この申告

納税制度は使われていません。この点は後で源泉徴収制度として確認します。

自営業者などの「勤労所得者以外の納税者」は、毎年3月に前年の所得を確定申告します。また、その確定申告をした税額の3分の1を7月、11月の2回に分けて納入することを予定申告制度といいます。

「法人税」は、すべての法人が事業年度終了日（多くの場合は、年度末の3月31日です）から2ヶ月以内に申告書に基づく税額を納入します。

「相続税」は、相続開始、すなわち被相続人の死亡後10ヶ月以内に申告納税します。また、「贈与税」は、贈与のあった年の翌年3月15日までに申告納税します。

2. 申告税制の手順

【質問3】

では、申告納税はどのような手順で行うのですか。

【回答】

申告納税は、次のような手順で行います。

申告書の提出→税務調査→修正申告→更正処分→追徴課税

ところで「青色申告（あおいろしんこく）」という言葉を知ったことがあるでしょうか。

(1) 青色申告についてお話しします。申告納税制度は、自分で申告して税額を確定することですが、

そのためには帳簿を備え付けて取引を記録し、その帳簿書類の保管を納税者が自発的に行うことが前提条件です。実際にはこの環境を整えることはかなり煩雑です。これをサポートするのが税務に関する専門家としての税理士です。

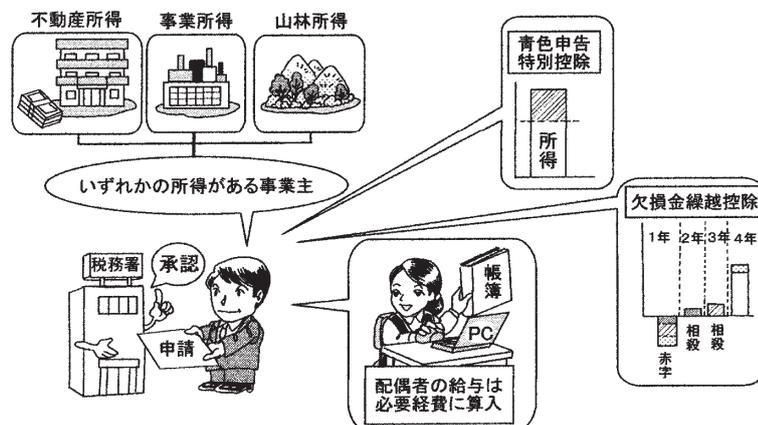
シャープ勧告（2020年9月号をご参照ください）に基づき導入されたこの青色申告は、申告書が青色をしていましたので、この名前が付けられました。なお、一般の申告書は白色ですので「白色申告」と言います。

青色申告をするためには、税務署に申請して税務署長の承認が必要です。承認されれば、不動産所得、事業所得、山林所得、それと法人税に限り青色申告が可能です。消費税にはこの制度の適用はありません。

青色申告には、「青色申告特別控除」「欠損金の繰越控除」というメリットがあります。もっとも帳簿記録や帳簿書類保管義務などがあり、これを怠ると青色申告の承認の取り消しがあります。このような場合には、「青取消し、推計課税、重加」^{*2}になります。

※2 それぞれ、青色申告承認の取り消し、白色申告ということで推計課税、重加算税、という意味です。

青色申告制度には、「青色事業専従者給与」という事業者の配偶者に対して「労務の対価として相当と認められるものであれば、必要経費に算入できる」（所得税法57条1項）という特



典があります。

(2) 次に推計課税についてお話しします。申告の内容が正しいかどうかを税務署が行うことを、「税務調査」と言います。誤りがあれば、「修正申告」を求められます。「修正申告」に応じない場合は、税務署長は「更正処分」を行います。通常は申告額が過少である場合ですので、これを「追徴課税」と言います。また、申告すべきなのに申告すらしていなかった場合には、税務署長は税額を決定する「決定処分」を行います。なお、これらの更正や決定は原則として法定申告期限から5年以内です。

(3) 次に脱税に対する刑事罰についてお話ししておきます。脱税については、現在でも厳しい刑事罰が規定されています。また脱税が疑われる者には、強制捜査のできる「査察制度」があります。

3. 源泉徴収制度

〔質問4〕

私はサラリーマンです。毎月の給与受け取りの際、明細書に源泉徴収という言葉があります。多分、それが税金に当たるものだと思っています。

〔回答〕

そうです。この源泉徴収制度について説明します。

会社員や公務員など給与所得者については、多くの場合この制度で納税しています。

この制度では、サラリーマンの勤務する会社や役所などが給与を支払う際に、源泉所得税を差し引いて、これを翌月の10日までに税務署に収める方法が一般的です。これが源泉徴収制度で、いわば所得税の前取りです。源泉徴収制度の場合には、これに加えて、給与所得の控除と年末調整の仕組みがあります。サラリーマンの方々はお聞きになったことがあるでしょう。

まず、各種の給与所得の控除についてお話しします。控除の種類は、生命保険料、配偶者控除、寄付金控除などがあります。これらの控除額を差し引いた金額が課税総所得額であり、これに税率が適用されて1年分の所得税額が決定します。

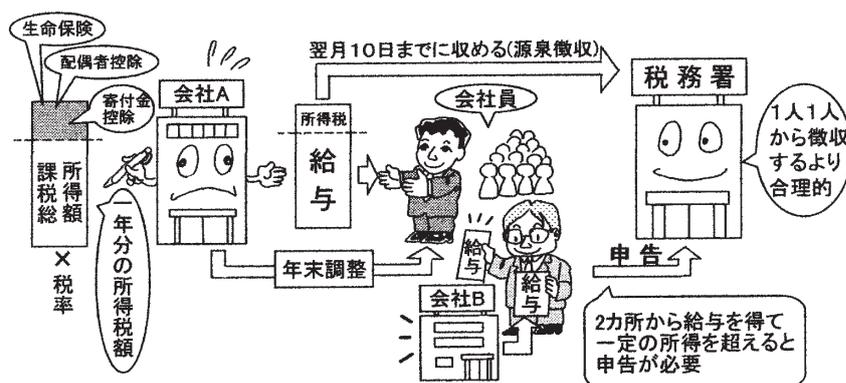
〔質問5〕

「年末調整」という言葉も聞きます。これについて教えてください。

〔回答〕

そうですね。給与所得者は、給与から前取りで所定の税金を納めていますから、それが納め過ぎ、あるいは納め不足が生じる可能性があります。この是正を会社や役所が行うのが年末調整です。納めすぎであれば「還付」しますし、不足の場合は次の給与支払い時にその分を源泉徴収し税務署に納入するというわけです。

なお、1年間の給与が2千万円を超えたり、2ヶ所から給与を得て一定の所得を超える場合は申告の必要が発生します。また、利子所得、配



当所得、退職所得の支払いの場合にも支払者に源泉徴収義務があります。^{*3}

※3 源泉徴収義務者については、最高裁1967年（昭和37年）2月28日大法廷判決があります。

「税徴収方法としては、担税義務者に直接納入させるのが常則であるが、税によっては第三者をして徴税且つ納入させるのを適当とするものもあり、実際においてその例は少なくない。給与所得者に対する所得税の源泉徴収制度は、これによって国は税収を確保し、徴税手続を簡便にしてその費用と労力とを節約し得るのみならず、担税者の側においても、申告、納付等に関する煩雑な事務から免れることができる。また徴収義務者にしても、給与の支払いをなす際所得税を天引きしその翌月10日までにこれを国に納付すればよいのであるから、利するところ全くなしとはいえない。されば源泉徴収制度は、給与生活者に対する所得税の徴収方法として能率的であり、合理的であって、公共の福祉の要請にこたえるものといわなければならない。これすなわち諸国においてこの制度が採用されているゆえんである。かように源泉徴収制度は所論のように負担を負うものであるとしても、右負担は同条3項にいう公共のために私有財産を用いる場合には該当せず、同条項の補償を要するものではない。／…かような合理的理由がある以上これに基づいて担税者と特別な関係を有する徴税義務者に一般国民と異なる特別の義務を負担させたからとて、これをもって憲法14条に違反するものということはできない。」（最高裁昭和37年2月28日大法廷判決・刑集16巻2号212ページ）

なお、この判決については、国民の「納税の権利と義務」に基づき経済的「合理性」のみにて合理性があるとは言い切れないこと、言い換えれば申告制度が持つ納税の権利行使にとっての学習効果、すなわち「民主主義の学校」という性格が軽視される、つまりは税

制・税額について自分で考える機会を奪われるとの批判がありえますし、また低金利時代においては徴税義務者＝雇用にメリットがあると言えるのかとの疑問がありえます。

〔質問6〕

サラリーマンの私が、仕事に必要な専門資格を取得したいと思うのですが、費用が掛かります。この費用はどうなりますか。

〔回答〕

サラリーマンの必要経費についての質問ですね。会社でその経費を出してもらえないとき、自分のキャリア・アップのために自分でお金を出すわけです。

納税者の多くはサラリーマンです。サラリーマンには上記のように各種の控除があります。しかしサラリーマンに定額の控除しか認めないのは不公平であり、サラリーマンにも実際に支出した経費の控除を認めるべきだという意見があります。

これについては、最高裁判決があります。最高裁の内容は、①職場における勤務上必要な施設、器具、備品等に係る費用のたぐいは使用者において負担するのが通例であること、②給与所得者の場合は、必要経費と家事上の経費又はこれに関連する経費との明瞭な区分が困難であること、③給与所得者はその数が膨大であるため、各自の申告に基づき必要経費の額を控除するのを認めることは、租税徴収費用の増加を免れず、税務執行上少なからざる混乱を生じること、④各自の主観的事情や立証技術の巧拙によってかえって租税負担の不公平をもたらすおそれもあることなどの理由を挙げて現行制度を合憲と判断しています。（大法廷1985年3月27日判決・民集39巻2号247ページ）

ここで注意すべきは、最高裁はこの判決でサラリーマンに必要経費の実額控除の道を開くことにも言及し、これによって大蔵省（現在は財務省）が1988年（昭和63年）度に特定支出控除を導入したことです。この制度によって、給与所得者が支

出する通勤費、研修費、資格取得費、帰宅旅費の合計額である「特定支出額」が給与所得控除額を超えるときには、給与所得控除に替えて特定支出額を控除できることとなりました。また、2013年（平成25年）度からは、特定支出控除の対象に勤務必要経費として、書籍費・被服費・交際費等が加えられ、給与所得控除額の2分の1を超えている場合に適用されるようになりました。さらに、2020（令和2）年度からは、「職務の遂行に直接必要な旅費等」も対象に加えられることとなりました。このような改正は、今後、サラリーマンに実額控除を認めるべきだという意見に道を開くことになるかもしれません。

4. 不服申し立て・税務訴訟

〔質問7〕

納税者として納税額に納得できないことがあります。そのような場合はどうしたらいいのでしょうか。

〔回答〕

不服申し立て・税務訴訟という制度があります。納税者の権利を救済する制度には、税務署長などや地方自治体といった行政機関（行政庁）に対する不服申し立てと裁判所に対する税務訴訟の二つがあります。

(1) 不服申し立て

「修正申告」、「更正処分」、「決定処分」などの内容について、納税者が納得できない場合に

は、まず行政庁に対して「不服申し立て」をしなければなりません。いきなり、訴訟を提起することはできません。

行政処分に不服がある場合は、処分を受けた日から原則として3ヶ月以内に「国税不服審判所長」に対して「審査請求」（不服申立）を行う必要があります。審判官は、基本的には国税局の職員が担当しますが、近年民間の弁護士や税理士からも登用されています。

その結論は「裁決」と言われ、1年の審理期間で「裁決書」が請求人に送達されます。なお、不服申立をする前に、「再調査の請求」という方法があり、再調査の請求は「通常3ヶ月以内」に結論が出ますから迅速です。

(2) 税務訴訟

税務訴訟といえば、大企業の巨額で大型の案件が新聞など報道機関の情報で目にする場合があります。その場合、国際課税で争われる場合が多いのですが、私たち市民にとっては、直接かかわることは少ないといって良いでしょう。

しかし、国境を越えた人・モノの往来が急速に拡大していますので、国境を越えた税について私たち納税者も関心を払わざるを得ない時代に入っています。身近な例は国際観光旅客税（いわゆる出国税）でしょうか。

ただし、いずれにしても自分の納税についての権利意識を保持しておくことは、主権者としての現代人の常識としたいものです。

